

平成16年度

第2回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成16年7月8日(木) 午後2時 ~

2 会 場 宇都宮市役所 議会第1委員会室

3 出席委員

被保険者代表	半貫 光芳 委員	綱河 秀二 委員	小林 睦男 委員
	坂本 弘子 委員	増淵 昭一 委員	寺内 千嘉子 委員
保険医・	中田 敏良 委員	中田 功 委員	高橋 映夫 委員
保険薬剤師代表	菱沼 昌之 委員		
公益代表	荒川 恒男 委員	大貫 隆久 委員	篠崎 光男 委員
	尾本 秀史 委員	山田 雅子 委員	
被用者保険代表	五月女 良一 委員	小森谷 広 委員	

(以上17名)

4 欠席委員

被保険者代表	稲葉 守久 委員		
保険医・保険薬剤師代表	亀卦川 良宣 委員	星 紀彦 委員	
	小林 豊 委員		
公益代表	山本 正人 委員	峰岸 欣子 委員	
被用者保険代表	沖杉 栄 委員		

(以上7名)

5 出席職員

市民生活部長	横堀 杉生	市民生活部次長	高野 房三
国保年金課長	増淵 明	国保年金課補佐	大嶋 幸夫

保険給付係長 戸田 悦夫 保険税係長 相沢 良一

収納係長 塩田 進 管理係総括主査 栃木 邦雄

保険税係総括主査 篠崎 龍夫 収納係主任主事 松田 大輔

6 会議録署名人 坂本 弘子 委員 高橋 映夫 委員 (議長指名)

7 付議事項

報告第1号 平成15年度国民健康保険特別会計決算状況について

報告第2号 平成16年度国民健康保険税の賦課状況について

事務局より説明

報告第3号 国民健康保険財政検討委員会からの報告について

国民健康保険財政検討委員会委員長より説明

(開会 午後2時)

【事務局】 定刻となりましたので、只今から平成16年度、第2回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

この度、一部の委員に変更がありましたので、ご紹介いたします。被保険者代表の半貫委員、綱川委員、公益代表の山本委員、大貫委員、篠崎委員の5名ですが、山本委員は本日欠席となっております。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日の会議につきましては、去る5月31日に高橋会長が辞職いたしましたことに伴い、現在、会長が不在となっております。会長不在の間は、国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長職務代理者の山田委員に議長をお願いいたします。

【山田委員】 それでは、私が会長選出までの間、議長の役を勤めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

早速、会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初に、事務局から定数の報告を求めます。

【事務局】 ご説明いたします。本協議会の定数は、24 名であります。本日、出席されている委員の方は 17 名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第 8 条の規定による半数以上の委員の出席に該当し会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

【山田委員】 次に、会議録署名人の選出に移りますが、これは宇都宮市国民健康保険規則第 13 条第 4 項の規定により、議長の外 2 名は会議始めに議長が会議に諮り、議長が定めるということになっておりますので、どのようにしたらよいかお諮りいたします。

(委員より「議長一任」の声)

【山田委員】 只今、議長一任との声がありましたので、議長に一任させて頂いてよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

【山田委員】 異議なしとの声がありましたので、被保険者代表の坂本委員と保険医・保険薬剤師代表の高橋委員に、お願いいたします。

次に、会長の選出に移ります。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 お手元の資料「国民健康保険関係法令集」の 5 頁、宇都宮市国民健康保険規則第 16 条に、会長が辞職したときは速やかに会長の選挙を行わなければならない、となっております。

この場合、同じく 1 頁にございます国民健康保険法施行令第 5 条の規定により、会長は公益を代表する委員の中から選挙で選ぶとされております。

また、3 頁にございます宇都宮市国民健康保険規則第 15 条第 1 項の規定により、会長の選挙は、無記名投票をもって行い有効投票の最多数をもって当選人とするとされておりますが、同条第 3 項には、委員の中に異議がないときは選挙に代えて指名推薦

の方法を用いることができると規定されております。

従来、本市ではこの指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところでありますので、今回もこの方法で選任していただければと考えているところであります。

よろしく願いいたします。

【山田委員】 お諮りいたします。

只今、事務局から説明がありましたように、指名推薦により会長を選出することとしてよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

【山田委員】 異議なしとの声がありましたので、指名推薦により会長を選出することといたします。

それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

【半貫委員】 会長には、「大貫隆久委員」が適任とされますので、推薦いたします。

【山田委員】 只今、半貫委員から、会長には「大貫隆久委員にお願いしては。」との意見がありました。いかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

【山田委員】 異議なしとの声がありましたので、本協議会の会長には、「大貫隆久委員」と、決定いたします。

皆様方のご協力によりまして、新しい会長も無事に決定いたしました。

これをもちまして、議長職を降ろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】 山田委員、ありがとうございました

それでは、只今会長に選出されました大貫委員には、会長席にご着席のうえ、ご挨拶をお願いいたします。

【大貫委員】 ただ今、皆様方のご推挙により、会長に指名されました大貫でございます。

本日、皆様方には、お忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。

私も、これまでの議員としての経験から、国民健康保険を取り巻く状況は、極めて厳しいものと認識しております。

長引く景気の低迷等により、国保への加入者は増加し、医療費においても大きく増加しております。一方、保険税においては、収納率の伸びが低い状況にとどまっており、厳しい事業運営を強いられている状況にあります。

このような中にありまして、市民の皆様が安心して医療が受けられますよう、本協議会もその機能を十分に発揮して、本市国民健康保険事業が健全に運営できるよう、努力していく必要があるものと感じております。

どうか委員の皆様方には、これまで以上のご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単であります但し就任の挨拶といたします。

【事務局】 ありがとうございます。これからの議事進行につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、よろしくご願いたします。

【議長】 それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、報告第1号「平成15年度国民健康保険特別会計の決算状況について」と、報告第2号「平成16年度国民健康保険税の賦課状況について」でございますが、この2件につきましては一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、お手元にお配りしましたA4版の資料にあります「平成15年度国民健康保険特別会計の決算状況について」説明いたします。その前に、参考といたしまして、宇都宮市の国民健康保険の加入状況について説明いたします。

まず、世帯数につきましては、平成15年度末現在で82,672世帯となっておりますが、ここ数年は毎年約2,500世帯の増加となっております。次に、被保険者数につき

ましては、平成 15 年度末現在で 160,968 人となっており、ここ数年では毎年約 4,000 人の増加となっております。また、ここ数年の加入割合につきましては、世帯数では、宇都宮市全体の約 45%、被保険者数では約 36%が国民健康保険の加入者となっております。

それでは、資料に基づきご説明いたします。

まず、歳入についてであります。国民健康保険税については予算現額 135 億 3,900 万円余で、予算全体に占める割合であります。予算構成比は 40.8%となっております。また、本年度の収入額は 137 億 6,200 万円余で、予算現額に対する割合は 101.6%となっております。ここで、資料右側の摘要欄をご覧くださいますと、現年度分が 127 億 2,700 万円余で収納率が 85.04%となっております。これにつきましては、前年度よりも 0.22%上向いているという状況であります。滞納繰越分につきましては 10 億 3,400 万円余、収納率が 20.78%、前年度よりも 1.48%の伸びとなっており、合計では 137 億 6,200 万円余、収納率が 69.00%、前年度よりも 0.61%の伸びとなっており、金額では 9,100 万円余の増となっております。また、未収額では合計で 49 億 7,700 万円余となっております。

次に、一つとびまして国庫支出金であります。予算現額に対する割合は 99.0%の 114 億 1,800 万円余の収入となっております。内訳といたしましては、療養給付費負担金では、一般被保険者の療養給付費の 40%の補助で、53 億 9,600 万円余となっております。ここで、最後の 4 頁をお開きいただきますと、右側の摘要の欄に老人保健拠出金という歳出の額が示してありますが、医療費分で 95 億 2,900 万円余となっております。このうち一般分が 84 億円余で、これに対しての 40%が 1 頁にあります 2 番の 33 億 7,600 万円余であります。

次に 3 番目の介護納付金についてであります。4 頁の 2 番目が介護納付金で、15 年度分が 18 億円余であることから、これも負担金額の 40%の 7 億 2,600 万円余とな

っております。

このように、一般被保険者につきましては、基本的には費用の40%が国庫補助を受けられるようになっております。

そのほか、4番目に介護保険の事務費負担金及び5番目の財政調整交付金がありますが、この財政調整交付金につきましては、保険者の規模あるいは財政能力を勘案して交付されるものでありまして、15年度は17億8,100万円余の交付となっております。

次に6番目の高額医療費共同事業負担金であります。18年度からの新規事業であります。4頁の3番目にあります1件70万円を超える高額な医療費の発生に備え、県内市町村で実施しております再保険制度に係るものであります。これは昨年度までは1件80万円以上であったものが今年度から70万円以上となったものであります。

また、これは保険制度の掛け金の性質をもったもので、5億3,600万円余を支払っておりますが、国と県からそれぞれ1/4ずつ負担するというもので、1億3,400万円余の収入がありました。

次に、療養給付費等交付金についてですが、前年後比103.7%、46億1,400万円余の収入であります。これは退職被保険者等に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されております。この退職被保険者等に対しましては、一般被保険者が費用の40%であるのに対し、基本的にはかかった費用から収入を差し引いた全額が交付されるという制度であります。内訳としては、保険給付費から収入分を控除した額ということで34億4,700万円余、老人保健拠出金相当額として10億8,800万円余、過年度精算額として7,900万円余が交付されております。

次に、県支出金であります。先ほど高額医療費共同事業拠出金のところで説明いたしましたとおり、国と同じく県からも1/4の負担があるということで、国と同

じく 1 億 3,400 万円が補助されております。それから，2 番目に現物給付として行なわれております県単独事業の福祉医療費に係る一般被保険者数が全体の 1%を超える
と減額される国庫補助金の額の 1/2 を県が補助するという制度によるもので，2,600
万円余が補助されております。これにつきましては，公費で現物支給で行なっている
更生医療や特定疾患などの特別な病気の治療の該当者が 1%を超える場合には，国庫
補助が減額されますが，これが 5,300 万円余となっております，その 1/2 であり
ます 2,600 万円余が補助されております。

次に，共同事業交付金ですが，5 億 3,800 万円余の収入となっておりますが，これ
は 1 件 70 万円を超える高額な医療費が発生した場合に，国保連合会が実施しており
ます再保険制度からの交付金で，レセプト 1 件当たり 70 万円を超えた額の 6 割が戻
ってくるというものであります。

次に，一つ飛ばしまして，繰入金につきましては，23 億 4,600 万円余の収入であり
ます。内訳といたしまして， の基盤安定繰入金につきましては，8 億 5,100 万円余
であります。これにつきましては，所得の少ない方には，保険税の応益割，つまり，
平等割と均等割が 6 割あるいは 4 割軽減されるわけですが，その軽減相当分を補填す
るというものでありまして，国で 1/2，県と市でそれぞれ 1/4 ずつを負担するとい
うもので，合わせて 8 億 5,100 万円余の繰り入れ額となっております。 ， につ
きましては法定分ということで，職員の給与費，事務費及び出産育児一時金の 2/3 が
繰り入れられております。任意分につきましては， の財政安定化支援事業で 1 億円，
それに の納税奨励費ということで，全期前納者に対する報奨金あるいは納税貯蓄組
合に対する報奨金で，3,700 万円余となっております。それから，国民健康保険は給
付基金を持っておりまして，歳入不足の場合にはそれを取り崩して充てることができ
ます。平成 15 年度につきましては，6 億円を取り崩しております。

次に，その下の繰越金及び諸収入についてであります。繰越金につきましては，

補助金の試算に伴う返還金を繰り越したものであります。諸収入につきましては、保険税に対する延滞金、第三者納付金、返納金、それに出産貸付金の元利収入がありまして、それぞれ、資料のとおりとなっております。この中の、第三者納付金につきましては、交通事故等の場合には、医療を受ける際に国民健康保険は使えず、他の保険を使うこととなりますが、国民健康保険を使って医療を受けてしまった場合には、その分を後から返納してもらうことになっており、その返還金であります。返納金につきましては、例えば、国民健康保険から社会保険に切り替わった方が、手続きが遅れて国民健康保険を使って医療を受けてしまった場合、その分を本来の社会保険から返していただくような場合に発生します。出産貸付金元利収入につきましては、国民健康保険の加入者には、出産の際に出産育児一時金を 30 万円支給いたしますが、経済的な理由から早めに出産費用を必要とする場合には、その 8 割の 24 万円を貸し付けておりまして、その元利の収入であります。

以上が歳入についてでありまして、全体で 329 億 6,700 万円余、予算に対する割合では 99.3%となっております。

続いて、歳出についてであります。総務費につきましては、事務的な経費ということで、4 億 6,800 万円余でありまして、職員の給与あるいは電算処理の経費、賦課徴収経費などが主なものであります。

次に、保険給付費であります。202 億 2,800 万円余となっております。まずの療養給付費につきましては、疾病あるいはけがなどの診療に対して医療機関に支払ったものでありまして、一般被保険者分が 129 億円余、退職被保険者分が 48 億円余で、合わせて 177 億円余であります。これにつきましては、平成 14 年 10 月に制度改正がありまして、これまで 70 歳以上の方は老人保健のほうで対応しておりましたが、今後は 75 歳になるまでは国民健康保険で対応することになっております。これが、いわゆる前期高齢者でありまして、一般分・退職分を合わせて平成 14 年度と比較い

たしますと、約8%の増、金額にして15億円余の増となっております。次に の療養費につきましては、償還払いといわれるもので、一旦全額を支払った後で保険適用分を戻すというものであります。一般被保険者分で1億7,400万円余、退職被保険者分で6,000万円余、合わせて2億3,000万円余となっております。次に の高額療養費につきましては、医療費の一部負担金額が、その世帯の所得額に応じ一定額を超えた場合には、その超えた分の額が戻るというものであります。一般被保険者分で13億9,100万円余、退職被保険者分で4億200万円余、合わせて18億円余となっております。これにつきましては、制度の改正によりまして、特に退職被保険者分におきまして、その一部負担金が2割から3割になったこと、及びこの高額療養費の計算方法が変更になりましたことにより、平成14年度に比べ、約60%の増、金額にいたしまして約1億5,000万円余の増となりました。そのほか 以後の移送費、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料につきましては、資料に記載のとおりであります。

次に、最後の4頁に移りまして、老人保健拠出金についてであります。96億3,000万円余の支出となっております。これは、先ほど申し上げましたとおり、平成14年10月の制度改正によりまして、老人保健制度における費用の国庫負担率が毎年4%ずつ引き上げられることになったため、国民健康保険での負担がその分減ることになりました。昨年度よりも約1.2%、約1億円の減となっております。

次に、介護納付金につきましては、18億1,500万円余の支出となっております。こちらにつきましては、介護サービスの拡充によりまして、納付金が毎年増加しており、昨年度より約16.5%、約2億5,600万円の増となっております。この傾向は今後も続くものと見込んでおりますが、今年度につきましても、23億5,400万円余の支出を予定しております。

次に、共同事業拠出金につきましては、これは先ほどご説明いたしましたとおり、1件70万円を超える高額な医療費の発生に備えた再保険制度で、従来は1件80万円

であったものが今年度から 70 万円になりましたが、昨年度の支出は 2 億 6,000 万円余でありましたが、今年度は 5 億 3,800 万円となっております。

次に、保健事業費につきましては、健康づくりに関する助成活動費ということで、の人間ドック検診助成費から の出産資金貸付費まで、資料に記載のとおりとなっております。

次に、基金積立金につきましては、保険給付基金の利息を基金に編入するものであります。

次に、諸支出金につきましては、国庫補助金であります療養給付費等負担金の精算に伴う返還金、あるいは保険税の過誤納金の返還金、それに還付金ということで、これも資料に記載のとおりとなっております。

支出総額につきましては、328 億 3,500 万円余でありまして、予算額に対しまして 98.9%の執行率となっております。

以上が、歳入・歳出の説明であります。この参考資料として、「決算剰余金の処分について」の資料がございますので、これをご覧下さい。

剰余金といたしまして、1 億 3,222 万 9,482 円となりましたが、このうち、2 番目の繰越金といたしまして、退職者医療交付金の精算分といたしまして、1 億 3,000 万円余を繰り越しております。その残りの 221 万 482 円のうち、200 万円につきましては、保険給付基金に積み立て、端数の 21 万 482 円につきましては、平成 16 年度への繰越金として処分させていただいております。

以上で、報告第 1 号についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第 2 号「平成 16 年度国民健康保険税の賦課状況について」であります。

資料につきましては、平成 14 年度から 16 年度までの 3 カ年載せてございますが、右側の平成 16 年度分につきまして説明させていただきます。

平成 16 年度当初の世帯数につきましては、医療分が昨年度よりも約 2,500 世帯増えまして 83,802 世帯、介護分が、その右にあるとおり 39,318 世帯であります。

被保険者数につきましては、昨年度よりも、医療分が約 4,000 人増えまして 163,045 人、介護分が 53,164 人となっております。

次に、税率につきましてはそれぞれ資料に記載のとおりであります。そのうちの医療分につきましては、平成 7 年度から据置となっております。介護分につきましては、制度ができました平成 12 年度から据置となっております。

その下の賦課割合につきましては、医療分は、所得割が 51.8% を占めまして、資産割が 13.1%、均等割が 22.4%、平等割が 12.7% となっております。介護分は、それぞれ資料に記載のとおりであります。

また、賦課限度額につきましては、医療分が 52 万円、介護分が 7 万円となっております。このうち医療分は、平成 9 年度から据置となっております。

次に、保険税の賦課額においては、医療分につきましては、昨年度より約 2.4% の増で、145 億 3,500 万円余、介護分につきましては、9 億 7,400 万円余となっております。

次に、その下の保険税の軽減世帯であります。医療分では約 1,400 世帯増の 2 万 821 世帯、介護分では約 500 世帯増の 6,981 世帯となっており、軽減額につきましては、医療分が 6 億 2,800 万円余、介護分が 3,200 万円余となっております。

次に、当初の調定額につきましては、 から を差し引いた額でありまして、医療分が 139 億 700 万円余、介護分が 9 億 4,100 万円余となっております。医療分は約 2.2% の増、介護分は約 1.3% の増となっております。これらを 1 世帯当たり、あるいは 1 人当たりで見た数字がその下にありまして、1 世帯当たりでは、医療分が 16 万 5,961 円、介護分が 2 万 3,956 円となっており、昨年度と比較いたしますと、医療分は約 1,400 円下がっております。1 人当たりでは、医療分が 8 万 5,301 円、介護分が

1万7,717円で、こちらも昨年度と比較いたしますと、医療分は約500円下がっております。

次に、2枚目の参考資料についてであります。1番目の所得金額からみた世帯の構成割合が載せてありますが、約8万3,000世帯のうち、所得金額別に見ますと、100万円以下の世帯が約49%とおよそ半分を占めております。また、100万円を超え200万円以下が24.9%、約2万世帯で、合わせますと約75%の6万2,000世帯ということになります。

次に、2番目の賦課金額からみた世帯の構成割合についてであります。賦課額が10万円以下の世帯が53.9%の約4万5,000世帯、10万円を超え20万円以下の世帯が22.2%の約1万8,000世帯で、合わせますとこちらも約75%、つまり3/4の世帯が20万円以下の税額になっているということでもあります。

このように、今年度も加入世帯数、被保険者数ともに大きく伸びておりますが、長引く景気低迷などの影響を受けまして、低所得者層が多く加入し軽減世帯が増え、その結果として調定額は若干伸びてはいるものの、1世帯あるいは1人当たりの調定額では前年を下回っているという状況になっております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わらせていただきます。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

皆様方のご意見、ご質問をお願いいたします。

【小林（睦）委員】 まず、口座振替につきましては、市としてはやっとな方針転換をして納税貯蓄組合を廃止し、口座振替にシフトしたということですが、この資料1の10頁にありますように、収納率向上のためには口座振替が有効であることは確かなのですが、これを推進して行くのに当たっては、国民健康保険の加入者は毎月月給でもらうサラリーマンとは様相が異なり、いろいろと難しい面があると思います。口座にお金が入っていなければ、自動融資という制度もありますが、ただ振り替え手続きをと

るだけでは 100%完納という訳にはいかないと思います。そこで、口座振替にシフトするに当たっては、どのような利点を出せる制度にしようとしているのかについて伺いたい。

次に、人間ドックの検診助成については、実績が 168 人と大変少ない状況であります。保健所が行っている事業もあり、制度が異なるからそれは別であると言われればそれまでだが、もっと市民にとっても分かり易いように、お互いに連携をとっていただきたい。それから、ドック事業はお金がかかるということは理解できますが、200 人程度の実施では、その効果について疑問がありますので、保険税を納められない人が人間ドックを受ける訳がないので、もう少し現実的な方法を考えていかないと、せっかくこのような健康づくりに関する助成活動を行っていても、実りのあるものにはならないのではないかと思いますので、その辺のところについても、どのように考えているのかを伺いたい。

【中田（功）委員】 只今の質問は、説明とは別の資料に関するものなのではないかと思えます。

【議長】 収納率の向上のために口座振替をもっと推進すべきであるというお話と、人間ドックの受診率が低いというお話だと思えますが、人間ドックの件についてはそのとおりだと思います。少し時間がかってしまったので、少し質問がずれてしまったように感じますが、これはよろしいですか。

【事務局】 収納率の向上につきましては、国民健康保険にとって大きな課題であると思えます。口座振替の方の振替率が約 94%となっておりますが、現在、口座振替加入者が全体の 35%ほどしかなく、新規加入者などにも PR を強化いたしまして、1%程度は増えてはいますが、このような不景気な時期には、個人事業主などは資金繰りが厳しいため、口座を解約する方も中にはいるようです。そのような状況においても、口座振替は事務効率の面でも収納率の面でも有効であると考えますので、現在、新規の

口座振替加入者に対しましては、1,000 円程度の粗品差し上げて加入勧奨を行っておりますが、今後はもっと加入に対する利点を出せるようにしたいと考えているところです。従いまして、この件に関しましては、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

それから、人間ドックの件につきましては、現在は利用者が少ない状況となっておりますが、この事業は健康に対する理解を深めるだけでなく、医療費の適正化にもつながりますので、対象年齢や補助額などにつきましては、今後見直しを行い、多くの方に効果が上がるよう検討していきたいと考えております。

【議長】 小林委員、よろしいですね。

【小林（睦）委員】 宇都宮市は口座振替の取り組みが遅れていると思いますが、口座振替の進んでいる都市は収納率も高いようですので、この件につきましては本気で取り組んでいただきたいと思います。

【議長】 ほかにご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、報告第 1 号と報告第 2 号は、原案通り承認することとしてよろしいでしょうか。

（委員より「異議なし」の声）

【議長】 異議なしとの声がありましたので、本案は、原案通り承認いたします。

ありがとうございました。

次に、報告第 3 号「国保財政検討委員会からの報告について」を議題といたします。

国保財政検討委員会の委員長から、ご報告をお願いいたします。

【山田委員長】 それでは、国保財政検討委員会での検討結果について、ご報告いたします。

去る 4 月 22 日の第 1 回運営協議会において、国民健康保険の厳しい財政状況への対応のため「検討委員会の設置」が決定され、報告書 2 枚目にございます委員名簿の

とおり、被保険者、保険医・保険薬剤師、公益の各代表から2名ずつの計6名の委員によりまして、5月から7月にかけて、5回の検討委員会を開催し、検討を重ねて参りました。その結果につきましてご報告申し上げます。

まず、経過でございますが、報告書の1頁をご覧ください。

5月13日に開かれました第1回会議では、宇都宮市の現状について、資料1「宇都宮市国民健康保険の現状」をもとに質疑を行いました。5月27日の第2回会議では、本市における問題点・課題を整理いたしました。さらに、資料2「中核市の国民健康保険事業の状況」にございます中核市の状況も参考にしながら、今後の対応について検討いたしました。6月3日の第3回会議では、第2回に引き続き今後の対応について検討し、対応策を提案いたしました。6月24日の第4回会議では、第3回までに検討いたしました対応策を実施した場合の財政効果を試算いたしました。その内容につきましては、参考資料1「対応策を実施した場合の収支への影響」に示してございます。7月1日の第5回会議では、報告書の取りまとめを行いました。

これらの会議を踏まえ、財政健全化策といたしまして、報告書の6頁から8頁にかけて載せてございますとおり、「歳入の確保に関すること」、「賦課方法の見直しに関すること」、「収納率の向上に関すること」、「保健事業等に関すること」の4つの項目に整理し、それぞれにつきまして様々な角度から細部にわたり協議いたしました。

本委員会といたしましては、報告書9頁の「むすび」にありますとおり、今後とも安定した健全な国民健康保険事業の運営を行っていくため、早急に国民健康保険財政の健全化に取り組む必要があることから、保険税の税率を改正せざるを得ない、ということで委員全員の意見の一致を見たところでございます。

また、これと併せまして、「賦課限度額を法定どおりの限度額に引上げること」、「賦課割合を平準化するため、応能応益割合を変更すること」、「低所得者の負担増を緩和するため、軽減措置を拡充すること」、「賦課の不均衡を解消するため、資産割を見直

すこと」、「税金を確保するため、収納対策をさらに強化すること」、「医療費の適正化を図るため、人間ドックなどの保健事業を充実すること」、「保険制度の必要性や重要性のPRを強化し、納税意識の高揚につなげること」といった、行政としても最大限の努力をすることを付帯条件として付け加えております。

さらに、当委員会といたしましては、その上で一般会計からの新たな支援も必要であると考えております。

以上をもちまして、国民健康保険財政検討委員会からの報告とさせていただきます。

【議長】 検討委員会の委員の皆様には、お忙しい中熱心な議論を重ねていただきまして、運営協議会の委員を代表いたしまして、私からも厚くお礼を申し上げます。

ただ今委員長より、細部にわたり協議し、その結果として保険税の税率を改正せざるをえないとの結論に至ったとの報告がありました。

この報告を受けまして、事務局としてどのような対応を考えていますか。

【事務局】 事務局からも、この場をお借りいたしまして、ご多忙中にもかかわらず活発なご意見をいただきました委員の皆様には、お礼を申し上げます

事務局といたしましても、国民健康保険の現状が非常に厳しいということにつきまして、第1回の運営協議会におきましてご説明したところでございますが、私どもと同様な考えが報告されたものと受け止めております。

保険税率の改正につきましては、次回の運営協議会において市長から諮問を行い、慎重な審議を踏まえ、答申をお願いしたいと考えております。

【議長】 只今、事務局から今後「保険税の税率改正について」諮問し、答申をお願いしたい旨の発言がありました。

委員の皆様、いかがでしょうか。

【中田（敏）委員】 税率改正に関してということではいろいろ挙がっているようですが、保健事業に関しては、現在、基本健診の自己負担部分を国民健康保険で半分負担して

いるわけですが、これが無くなるという事でしょうか。それでは保健事業の充実ということにはならないのではないかとと思いますが、それについてはどのようにお考えか伺いたい。

それから、この報告書の件については、医師会には全く報告が来ていないので、その確認もさせていただきたい。

【事務局】 国民健康保険の加入者に対しましては、現在、基本健診の自己負担の半額を補助しておりますが、保健事業につきましては、税率の改正とも関わっておりますので、今後、その方向性につきましても協議していただきたいと考えております。

【荒川委員】 審議の進め方についてですが、本日この報告を受けたわけですが、税率をどうするかについては、これからこの協議会で審議していくということですが、報告に対する意見や質問についても、次回から行われるということですね。

【中田(功)委員】 結局、今の話ではこの参考資料1についての質疑をしたわけですが、これで見ますと、保健事業の充実などにつきましても、プラスの面とマイナスの面があるわけで、トータルすると約2億円の効果になるということで、そのことに対してどうかということに尽きるのではないかと思います。今まで出た話は全てこの中で議論しているわけで、後はそれでいいのかどうかということです。

【事務局】 先ほど、委員長からの報告にありましたように、5回の検討委員会をもちまして、その中で今質問にでましたようなことにつきまして、十分な議論をしていただいたということです。私どもといたしましては、市長から諮問を行いまして、運営協議会の皆様に執行部からの資料をできる限り提示させていただいて、検討委員会の議論とも重複する部分もあろうかとは思いますが、そのあたりも改めて議論をしながら、良い方向に導いていただければありがたいと考えております。

【荒川委員】 大変ご苦労された上で、検討委員会から報告が出されたわけですが、この報告書は検討委員会の皆さんでまとめた報告であって、まだこれには運営協議会委員

の意見は入っていないわけで、諮問の内容に異議があった場合には、市長に意見は伝わらないということなのか、その辺の取り扱いについて伺いたい。

【事務局】 基本的には、今回、検討委員会で検討していただいた内容は、前回の運営協議会の中で依頼されたことでありまして、市長からの諮問につきましては、今の国民健康保険の状況を踏まえた上で、税率改正などについて運営協議会で検討していかなければならないだろうという判断のもとでなされるものと認識しております。もちろん、検討委員会での報告は参考にはさせていただきますが、その結果が必ずしも直接諮問に結びつくということではないと考えておりまして、本日のこの報告が私どもの検討してきた内容と近いということで、諮問に踏み切るべきであろうということで、先ほどお答えしたわけです。

【荒川委員】 確かに、前回の運営協議会で検討委員会を設けて、その中で検討するということになりまして、私もそのことについてはいいと思いましたが、それに対して運営協議会の委員が意見を述べて、それを市長に報告するべきであると思います。ですから、我々も検討委員会の皆様と同じレベルに達するまで議論することがひつようだと思います。

【尾本委員】 私達検討委員会の6人が、とうてい策を出せるものではありませんし、この報告は運営協議会に対する問題提起をし、参考資料としていただければと思っていたところでありまして、皆様もお分かりのとおり、国民健康保険の財政も破綻に近いということを事務局から提示され、市民レベルで公正な見方をしたつもりであります。その上で、運営協議会で議論していただければと思います。

【議長】 他には、何かございますか。

(委員より「異議なし」の声)

【議長】 それでは、委員の皆様には、本日の資料を十分にご理解のうえ次回からの協議をお願いしたいと思います。

次に，その他として，何かございますか。

(委員より「なし」との声)

【議 長】 事務局では，何かありますか。

【事務局】 次回の運営協議会を 7 月 22 日(木)午後 2 時 30 分から，議会第 1 委員会室におきまして，開催を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

【議 長】 ほかに何かありますか。

(委員より「なし」との声)

【議 長】 特にないようですので，これもちまして本日の会議を終了させていただきます。長い時間熱心なご討議をいただきましてありがとうございました。今後とも，本市の国民健康保険事業が円滑に運営されるよう皆様のご協力をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】 本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

この会議録に相違ないことを証するため，ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員